

指定就労継続支援 A 型

重要事項説明書

利用契約書

就労継続支援 A 型事業所

株式会社 マコト

「指定就労継続支援A型(雇用有)事業」利用契約書

(以下「利用者」という。)と株式会社 マコト(以下「事業者」という。)は、利用者に対し提供する指定就労継続支援A型(雇用有)事業について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けて支援するために事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

(個別支援計画)

第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。

3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

(サービス内容)

第4条 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

2 サービス提供は、事業所の生活支援員等の従事者が当たります。

3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

6 利用者の栄養管理、健康管理を目的として食事提供を行います。

(利用料金)

第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等給付費等については、事業者が市町から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

2 事業者は、利用者が訓練等給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月10日までに送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月10日までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(生産活動及び就労に向けての支援と賃金の支払)

第7条 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容や職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為に支援の内容を定め、利用者に対して生産活動及び就労にむけての支援の機会を提供します。

2 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。

3 作業時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように配慮します。

4 生産活動や就労に向けての支援の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備など安全に配慮します。

5 事業者は、生産活動及び就労に向けての支援（職場実習等）における賃金を岐阜県の最低賃金を基準に生産活動に従事した利用者に支払います。

6 公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら就労に向けての支援を行います。

(他のサービス提供者との連携)

第8条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(説明義務)

第9条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

(サービス利用のキャンセル)

第10条 利用者は、サービスのキャンセルについて、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として実費相当額を事業者に支払うものとします。

(相談及び援助)

第11条 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

第12条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

(緊急時の援助)

第14条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(秘密の保持)

第17条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

(苦情解決)

第18条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第19条 利用者は、指定就労継続支援（A型）の利用の契約を終了する場合は30日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。

(2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

(4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を2ヵ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

(5) 利用者が連続して1ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して1ヶ月を超えて入院した場合。

(6) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第20条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(身元保証人)

第21条 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者の責により事業者に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第22条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所名 指定就労継続支援A型 株式会社 マコト

事業所住所 岐阜県下呂市小川1811番地

代表取締役 代表取締役 川上 博之 印

利用者住所

氏 名 印

「指定就労継続支援A型 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援A型（雇用有）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称 株式会社 マコト
所在地 岐阜県下呂市小川 1811 番地
電話番号 0576-25-7788
代表者氏名 代表取締役 川上 博之
設立年月 平成26年1月6日

2. 利用施設

事業所の種類 指定就労継続支援A型（雇用有）事業所平成26年3月1日指定
事業所の名称 （事業所番号） 2112800343 株式会社 マコト
事業所の所在地 岐阜県下呂市小川1181番地
連絡先 電話番号 0576-25-7788
ファックス 0576-25-7080
管理者 高桑 徹
サービス管理責任者 高橋 春香
サービスの実施地域 下呂市近隣市町村
主たる対象者 身体障害者(肢体不自由・視覚者を除く)、知的障害者、精神障害者
定員 20名
開設年月日 平成 26年 3月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目的

通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。

運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援A型(雇用有)のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物 100,29 m²

敷地面積 100.29 m²

延べ床面積

(2) 主な設備

作業室 1棟

多目的室 1室

事務室 1室

相談室 1室

洗面設備・便 所

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

管理者 常勤1名(専従)

サービス管理責任者 常勤1名(専従)

職業指導員 常勤3名(専従) 非常勤3名

生活支援員 非常勤1名(専従)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種 勤務体系

管理者 正規の勤務時間帯(7:00~16:00)

サービス管理責任者 正規の勤務時間帯(7:00~16:00)

職業指導員 正規の勤務時間帯(7:00~16:00)

生活支援員 正規の勤務時間帯(7:00~16:00)

(イ) 営業日と営業時間

営業日:会社の定める日

営業時間:7:00~16:00まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

(ア) 相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

(イ) 訓練

一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

(ウ) 実習及び求職活動等の支援

公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。

(エ) 生産活動

生産活動の機会を提供します。

- ① 総合食品の配送に伴う業務および環境整備その他関連業務
- ② その他委託業務作業(企業からの請負業務)

〈賃金の支払〉上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を賃金として、生産活動に従事している利用者に支払います。

(オ) 事業所外支援

常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

(カ) 健康管理

日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(キ) 送迎サービス

自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。

(ク) 食事提供

栄養管理、健康管理を目的として食事提供を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

(ア) 生産活動等

生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。(実費)

(イ) 就労に向けての支援に必要な諸経費

就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。(実費)

(ウ)日常生活上必要となる諸経費

利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。(実費)

- ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 ④食材費(食事提供利用の場合)

(エ)社会生活上の便宜の供与等

日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。(実費)

(オ)その他

- ・ サービス提供記録等の複写代(1部 100円)
- ・ 証明書諸書類の発行代(1部 100円)
- ・ その他

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいたします。(定率負担または利用者負担額といいます。)なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(原則定率負担分は頂きません。)

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。尚、サービス利用日の3日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料(実費相当額) 1日あたり 500円

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 下記指定口座への振込み
飛騨農業協同組合 下呂支店 普0034748 名義 カ)マコト
- ③ 事前の書面による申し出の場合のみ給与控除による支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00~午後4:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名:

診療科:

主治医:

所在地:

電話番号:

緊急連絡先①

住所:

電話番号:

氏名:

続柄:

緊急連絡先②

住所:

電話番号:

氏名:

続柄:

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

(ア) 当事業所ご利用相談窓口

- ・ 苦情解決責任者 管理者 高桑 徹
- ・ 苦情受付担当者 サービス管理責任者 高橋 春香
- ・ ご利用時間 : 7:00~16:00
- ・ 電話番号 : 0576-25-7788
FAX : 0576-25-7080
- ・ 担当者が不在の場合は、事業所までお申し出ください。

(イ) 第三者委員

今井 政嘉

住所 岐阜県下呂市小川260-8番地

職業 岐阜県議会議員

電話番号 0576-25-2188

藤原 雅章

住所 岐阜県山県市梅原1448番地1

職業 経営者(WSBグループ代表)

電話番号 058-123-0558

(ウ) 下呂市役所福祉課

- ・ 所在地 : 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8
- ・ 電話番号 : 0576-52-3936

(エ) 運営適正化委員会

- ・ 所在地 : 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
岐阜県福祉・農業会館内
- ・ 電話番号 : 058-273-1111

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口

- ・ 窓口担当者 : 高橋春香
- ・ ご利用時間 : 7:00~16:00
- ・ 電話番号 : 080-1557-7707
- ・ FAX : 0576-25-7080

10. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称 医療法人恵生会 近藤医院

医 院 長 名 : 近藤史郎

所 在 地 : 岐阜県下呂市小川256-1

電 話 番 号 : 0576-25-4428

11. 非常災害時の対策

(ア)防災設備

- ・消火器 有
- ・誘導灯 有
- ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(ア)障害者以外の者の雇用

生産活動における作業員として障害者以外の者の雇用をする場合があります。

(イ)設備・器具の利用

事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(ウ)喫煙

全館禁煙です。

(エ)貴重品の管理

貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。

(オ)宗教活動・政治活動、営利活動

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援A型（雇用有）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： 株式会社 マコト

説明者職名： サービス管理責任者 氏名： 高橋 春香

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援A型（雇用有）の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名： 印

続 柄：